

答 申

## 第1 本審査会の結論

令和4年12月6日付け三種総発—845により諮問のあったことについては、審議の結果、妥当であると認める。

## 第2 諮問の概要

デジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）第51条による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、条例等の整備が必要であることから、その内容について意見を求めるものである。

### 1 三種町個人情報保護法施行条例の制定について

改正法の施行に必要な事項を定めるため、三種町個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」という。）資料1のとおり新規制定する。条例で規定できる事項及びそれに対する検討は次のとおりである。

#### （1） 条例要配慮個人情報

改正法に規定する要配慮個人情報に、三種町個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）に規定する要配慮個人情報が全て含まれることから、定めないこととする。

#### （2） 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知

国の行政機関の例に準じて、実施機関が個人情報ファイルを保有等しようとするときは、事前に町長に通知することを義務付ける。

#### （3） 個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表

改正法に規定する個人情報ファイル簿で十分であることから、定めないこととする。

#### （4） 情報公開条例との整合性

自己情報の開示請求があった場合の非開示情報に、三種町個人情報保護条例（平成27年三種町条例第1号）との整合性を図るため、同条例第6条7号（他の法令の規定により公開できない情報）を加える。

#### （5） 開示手数料

現行条例同様、開示請求手数料は無料とし、写しの交付に要する費用は実費相当額とする。

#### （6） 開示決定等の期限

開示決定の期限については、改正法に定める期限よりも現行情報の方が短いため、現行条例に合わせて15日以内（特定個人情報の場合は30日。）とし、訂正決定等の期限については改正法に準ずる。また、期間の短縮に合わせて、特例適用後の期限も45日以内とする。

(7) 審査会への諮問事項

法施行条例の改廃など、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見が必要なときは、三種町情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。

(8) 匿名加工情報の提供に要する手数料

当面の間、匿名加工情報の利用について募集は行わないこととし、手数料は条例で定めないこととする。

2 三種町個人情報保護法施行細則の制定について

改正法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び法施行条例の施行に必要な事項を定めるため、三種町個人情報保護法施行細則を資料2のとおり新規制定する。主な内容は次のとおりである。

(1) 個人情報取扱事務の届出

実施機関における個人情報取扱事務の実施状況を正確に把握するため、個人情報取扱事務の開始、変更及び廃止について町長への届出を義務付ける。

(2) 写しの交付等に要する費用

写しの交付に要する費用、写しの送付に要する費用については、現行の運用と同様とする。

3 三種町情報公開・個人情報保護審査会条例の改正について

改正法の施行に伴う条例の改正を踏まえ、諮問を行う実施機関及び調査審議を行う事項について整理する必要があるので、資料3のとおり三種町情報公開・個人情報保護審査会条例の改正を行う。

### 第3 本審査会の判断

本諮問の各事項に関する本審査会の意見は、次のとおりである。

1 三種町個人情報保護法施行条例の制定について

諮問内容は、妥当と認める。

2 三種町個人情報保護法施行細則の制定について

諮問内容は、妥当と認める。

3 三種町情報公開・個人情報保護審査会条例の改正について  
諮問内容は、妥当と認める。

4 上記1から3のことから、本審査会は、「第1 本審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第4 審議の経過

審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

| 年 月 日     | 審 議 経 過         |
|-----------|-----------------|
| 令和4年12月6日 | 諮問              |
| 令和5年 2月6日 | 審議（令和4年度第1回審査会） |

#### 第5 答申に関与した委員

本答申に関与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 小玉 陽三、委員 櫻田 悦郎、委員 田中 誠一

委員 伊藤 誠